

高濃度PCB含有電気工作物の早期処理促進について

(鉱山における需要設備に係る電気工作物の鉱業権者・関係者向け説明資料)

1. PCB含有電気工作物等
2. 鉱山における高濃度PCB含有電気工作物に対する新たな規制
3. PCB含有電気工作物の施設制限
4. PCB含有電気工作物に関する必要な届出
5. 高濃度PCB含有電気工作物の確認
6. 早期に鉱山の需要設備について鉱業権者が行うべきこと
7. 届出書の記載例

平成29年3月

経済産業省 商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官付

1 ① ポリ塩化ビフェニル（P C B）とは

- 昭和 4 0 年代まで絶縁性能から、電気機器の絶縁油として活用された毒性物質。
- カネミ油症事件以降、国内での生産・輸入の禁止、処理完了期限の措置がなされた他、ストックホルム条約にて使用停止、処理完了期限が定められている。

【代表的な P C B 含有電気工作物】



変圧器



電力用コンデンサー

- ✓ 個々の電気工作物には、電気的な絶縁性能を確保するため、絶縁の介在物として空気、高圧ガス、樹脂等のほか、**絶縁油**を使用しているものがある。
- ✓ その**絶縁油**に、**ポリ塩化ビフェニル（PCB）**を含有しているものがある。

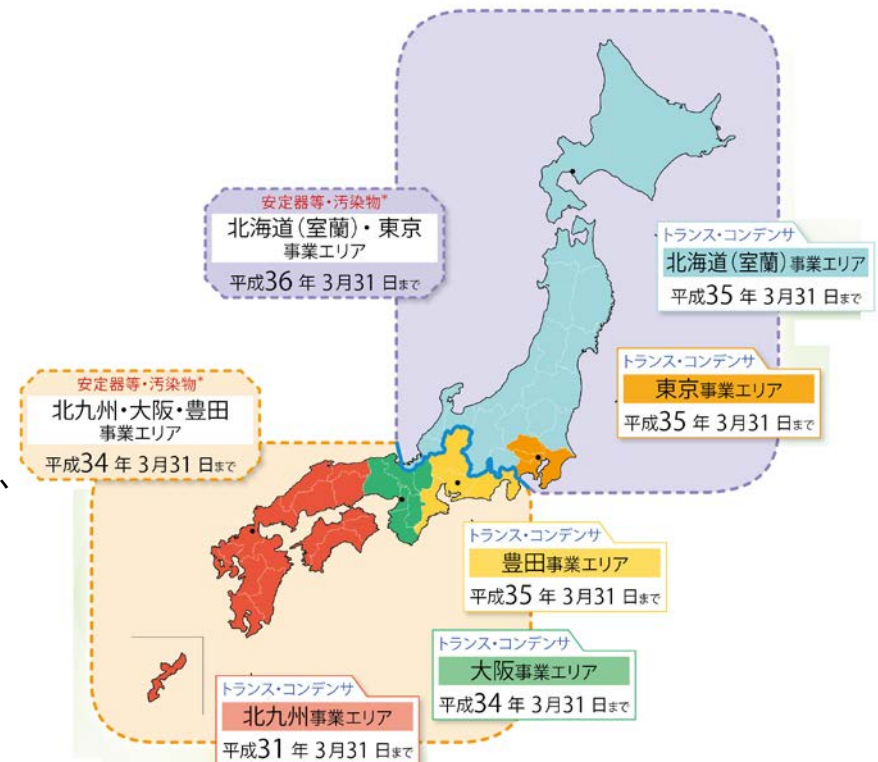
1 ② 高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物に関する現況

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは、難分解性で慢性毒性を有する化学物質。
- 高濃度PCB廃棄物の処理が可能な事業所は、全国5か所のみ。
- 5箇所の事業エリアごとに、計画的処理完了期限が設定されている。
- 最短の計画的処理完了期限は、北九州事業エリアで平成31年3月末。

- PCBは、昭和43年のカネミ油症事件を契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止に。
- 平成13年、**PCB特措法**※1が制定され、国が中心となって、立地地域の関係者の理解と協力の下、**高濃度PCB廃棄物**の処理を行うことができる、**JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株）（以下「JESCO」という。）**の事業所が**全国5か所**に整備され、稼働中。
- **事業所ごとの計画的処理完了期限**は、地元との約束で、**最短で平成31年3月末**。しかし、JESCOに処分委託しない事業者や、未だ使用中の**高濃度PCB使用製品**（注）が存在し、**期限内の高濃度PCB廃棄物の確実な処理の達成が危ぶまれる状況**。

（注：PCB特措法の高濃度PCB使用製品のうち、電気事業法の電気工作物に該当するもの（変圧器（トランス）、電力用コンデンサー等）を、PCB特措法では**高濃度PCB使用電気工作物**といい、電気事業法では**高濃度PCB含有電気工作物**という。）

※1 PCB特措法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）



1 ③ 高濃度・低濃度PCB含有電気工作物とは

- PCB含有電気工作物は、**高濃度PCB**と**低濃度PCB**に区分される。
- **PCB告示**では、いずれかに該当する可能性がある**12種類の電気工作物の名称**を特定。
- **PCB内規**では、電気工作物の**種類ごと、構成ごとの具体的な機種等**を規定。

- **電気工作物の絶縁油**に含有するPCBの濃度等により、**高濃度**と**低濃度**に区分
- 高濃度PCB含有電気工作物**：5,000mg/kg超のもの
- 低濃度PCB含有電気工作物**：5,000mg/kg以下のもの及び微量PCB汚染電気機器等
(注：5,000mg/kg = 5,000ppm = 重量比0.5%)

- **PCB告示**※²に掲げられた**12種類の電気工作物の名称**

【PCB含有電気工作物に該当する可能性があるもの】

- ①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、⑤放電コイル、
⑥電圧調整器、⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断器、⑩中性点抵抗器、⑪避雷器、⑫O Fケーブル

- **PCB内規**※³に掲げられた**具体的な機種等**

【高濃度PCB含有電気工作物に該当するもの】

PCB告示に掲げられた12種類の電気工作物のいずれかで、

PCB内規の別表に掲げられた次の種類で、製造者ごとに示される表示記号等と一致するもの又は製造者等の情報に基づきこれに相当するもの

- ①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、⑤放電コイル、⑥ブッシングと一体となって構成されるもの

【低濃度PCB含有電気工作物に該当するもの】

PCB告示に掲げられた12種類の電気工作物のいずれかで、高濃度PCB含有電気工作物に該当しないもので、

絶縁油に含有するPCBの濃度が0.5mg/kg超のものであることが判明したもの

(注：0.5mg/kg = 0.5ppm = 重量比0.00005%)

※2 PCB告示：平成28年経済産業省告示第237号

※3 PCB内規：ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）

2 高濃度PCB含有電気工作物に対する新たな規制

- **高濃度PCB含有電気工作物**については、以下の**3つの措置**を講じ、早期処理を促進する。

➤ 使用禁止

- ・これまで継続使用が容認されてきた高濃度PCB含有電気工作物について、電気設備技術基準省令※⁴により告示の期限を超えた使用を禁止する。
- ・鉱山の需要設備においても、電気設備技術基準省令を準用する鉱業上使用する工作物等の技術基準省令※⁵により使用を禁止する。

➤ 毎年度の管理状況（廃止予定時期）の届出

- ・年度末に、使用中の需要設備に係る高濃度PCB含有電気工作物がある場合は、電気関係報告規則※⁶により廃止予定時期を決め、翌年度6月末までに届出を行わせる。
- ・鉱山の需要設備においても、電気関係報告規則により届出。

➤ 高濃度PCB含有電気工作物の掘り起こし

- ・事業用電気工作物において、告示の12種類の電気工作物について高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの有無を、主任技術者内規により電気主任技術者に確認させる。
- ・鉱山の需要設備においても、係る高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの有無を、電気工作物に関する作業の作業監督者※⁷に確認させる。

（参考：計画的処理完了期限を過ぎた後の鉱山の需要設備に係るPCB特措法の適用）

- ・計画的処理完了期限を過ぎた後の鉱山の需要設備に係る廃棄されていない高濃度PCB含有電気工作物は、使用中であっても、高濃度PCB廃棄物とみなされる。
→このため、環境大臣又は都道府県知事による改善命令や代執行の対象。

※4 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第61号（制定）、平成9年3月27日通商産業省令第52号（全部改正）

※5 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）

※6 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）

※7 鉱山保安法第26条第1項に基づく、鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第43条第1項の表の6の項に規定する作業を行う者をいう。4

3 ① PCB含有の電気機械器具及び電線の新規の施設禁止

- 引き続き、**PCB含有の電気機械器具及び電線**を、新規に電路に施設することを禁止する。

➤ 電気設備技術基準省令※⁴を準用する鉱業上使用する工作物等の技術基準省令※⁵における施設禁止の規定

(電気設備技術基準省令※⁴第19条第14項)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。

(注：平成28年9月改正により、「及び電線」を追記している。これは、平成16年2月に微量PCBの検出事例が公表されたOFケーブルを、電線として規制対象とするよう明確化した。)

※ 本件については、鉱山保安法※⁹では、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令※⁵第4条に「電気工作物の技術基準は、前二条に定めるもののほか、電気設備に関する技術基準を定める省令※⁴（第十九条第一項から第九項まで、第十一項及び第十二項及び第十五項並びに第五十条、第七十一条を除く。）に規定する基準とする。」と規定している。

➤ 電気設備技術基準解釈※⁸における絶縁油のPCB濃度の規定

(電気設備技術基準解釈※⁸第32条)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が
試料 1 kgにつき0.5mg（重量比0.00005%）以下である絶縁油以外のものである。

(注：平成28年9月改正により、「（重量比0.00005%）」を追記し、mg/kgと重量比%との換算値を明確化した。)

※ 電気設備技術基準解釈※⁸は電気設備技術基準省令※⁴に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。鉱山保安法※⁹では、前述のとおり、電気設備技術基準省令※⁴を準用しているため、本件についても準用している。

※ 8 電気設備の技術基準の解釈について（商務流通保安グループ電力安全課）

※ 9 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）

3 ② 既設の高濃度PCB含有電気工作物の告示期限後の使用禁止

- **高濃度PCB含有電気工作物**は、昭和51年10月16日以前から、当時の電気設備技術基準省令改正の際の経過措置に基づき、電路での継続使用が容認されていたもの。
- 今後は、**告示の区域ごとに、告示の期限の翌日から使用禁止**となる。

➤ 電気設備技術基準省令※4を準用する鉱業上使用する工作物等の技術基準省令※5における使用禁止の規定

（電気設備技術基準省令※4附則第2項）

この省令の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から一年を経過した日）以後、第十九条第十四項の規定を適用する。

（注：平成28年9月改正により、平成9年全部改正時の附則第2項を改正し、ただし書を追加等している。）

PCB告示※2で定める期限

施設されている場所（鉱山）の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成34年3月31日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成33年3月31日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成30年3月31日

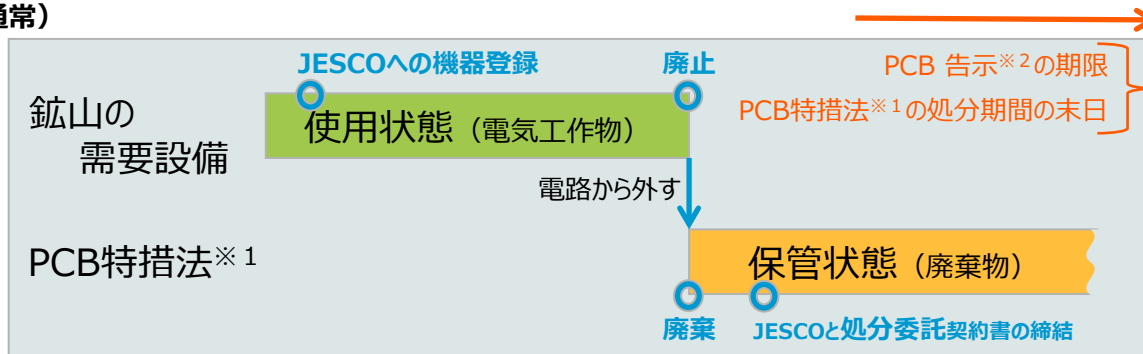
- ✓ ただし、PCB特措法※1と同様に、**従来より計画的に処分を進めてきた者は、JESCOとの間で特例処分に適用する処分委託契約書を締結した場合には、告示※2の期限を、一年延長できる。**

※1 PCB特措法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第13号）
※2 PCB告示：平成28年経済産業省告示第237号
※4 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第61号（制定）、平成9年3月27日通商産業省令第52号（全部改正）
※5 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）

3 ③ 高濃度PCB含有電気工作物の使用禁止等に関する手続きの流れ

- PCB特措法では、処分期間の末日（PCB告示の期限と同日）又は特例処分期限日（一年延長の期限と同日）までに廃棄及び処分委託の義務。
- 鉱山の需要設備に係る高濃度PCB含有電気工作物も、PCB告示の期限又は一年延長の期限までに**廃止（使用中止）**の義務。PCB特措法の遵守のため、**廃止を、余裕をもって早期に行う必要**あり。

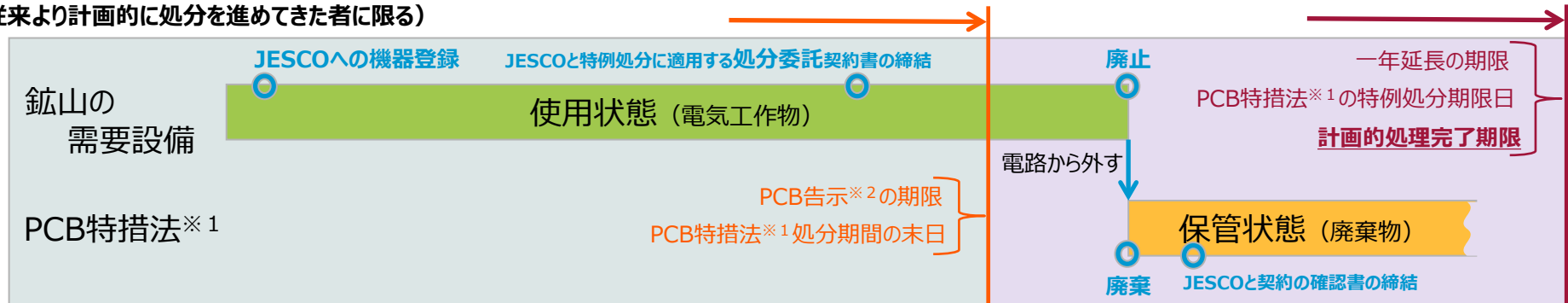
告示の期限を適用する場合の例 (通常)



(注) 適用する期限に関わらず、高濃度PCB含有電気工作物がある場合には、**JESCOへの機器登録を早期に行うことが望ましい。**

なお、機器登録は、機器の写真のほか、電気工作物の種類等がわかれば行うことができ、**詳細不明でもJESCOで受付可能。**

一年延長の期限を適用する場合の例 (従来より計画的に処分を進めてきた者に限る)



※1 PCB特措法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第13号）

※2 PCB告示：平成28年経済産業省告示第237号

4 ① 届出が必要な場合とは

- PCB含有電気工作物について、以下の場合に、**産業保安監督部等への届出が義務付け**られている。
- PCB含有電気工作物の廃止後は、PCB廃棄物として、所定の時期にPCB特措法の届出が必要となり、都道府県市が提出先（相談窓口）となる。

- **電気関係報告規則**※6により、**高濃度**PCB含有電気工作物及び**低濃度**PCB含有電気工作物について、**鉦業権者に対して届出を義務付け**。
- **高濃度・低濃度**PCB含有電気工作物は、**判明・変更・廃止・事故**の場合に、**その都度、遅滞なく**。届出が必要な場合は、次のとおり。
 - ✓ PCB含有電気工作物（**高濃度・低濃度**）であることが**判明**した場合
 - ✓ 上記の判明した場合の届出を行った後、法人名、住所、事業場名等届出事項の**変更**があった場合
 - ✓ PCB含有電気工作物（**高濃度・低濃度**）を**廃止**した場合
 - ✓ PCB含有電気工作物（**高濃度・低濃度**）の絶縁油の漏出**事故**を起こした場合
- **高濃度**PCB含有電気工作物は、**毎年**、年度末の管理状況（廃止予定年月）を**翌年度6月末まで**に。届出が必要な場合は、次のとおり。
 - ✓ **高濃度**PCB含有電気工作物を、**前年度末に設置している又は予備として有している**場合

（注）産業保安監督部等へ届出のあった内容については、PCB特措法※1第2条第1項に基づく情報の提供及び同法第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがある。

※6 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）

4 ② 電気関係報告規則第4条の2第1項、第2項の表各号に基づく届出等一覧

届出等の種類	様式	届出を要する場合	届出期限	届出事項	添付書類
PCB含有電気工作物であることが 判明 した場合	様式13の2【届出記載例1】 「PCB含有電気工作物設置等届出書」 (規則第4条の2第1項の表第1号)	高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物であることが判明した場合 (直ちに、当該PCB含有電気工作物を廃止し、廃止した場合の届出を行う場合を除く。)	判明した後、遅滞なく	記載例1のとおり	—
法人名、住所、事業場名等の届出事項の 変更 があった場合	様式13の3【届出記載例2】 「PCB含有電気工作物変更届出書」 (規則第4条の2第1項の表第2号)	既に届出を行った次の事項のうち、いずれかを変更した場合 ・設置者(鉱業権者)の氏名(法人の場合には、法人の名称) ・設置者(鉱業権者)の住所 ・事業場の名称 ・事業場の所在地 ・PCB含有電気工作物の使用状態	変更した後、遅滞なく	記載例2のとおり	—
PCB含有電気工作物を 廃止 した場合	様式13の4【届出記載例3】 「PCB含有電気工作物設廃止届出書」 (規則第4条の2第1項の表第3号)	高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物を廃止した場合	廃止した後、遅滞なく	記載例3のとおり	—
絶縁油の漏洩 事故 を起こした場合	様式13の5【届出記載例4】 「PCB含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書」 (規則第4条の2第1項第4号)	高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物について、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が、構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	事故の発生後、可能な限り速やかに	記載例4のとおり	—
(注)当該事故を起こした場合、本届出と別に、鉱山保安法第41条第2項の規定による鉱山保安法施行規則第46条第1項第15号により、「鉱害の発生後速やかに鉱害の状況」を、「鉱害の発生した日から30日以内に鉱害の状況及び措置の詳細」を当該事故に係る産業保安監督部長に報告が必要					
毎年6月末期限の高濃度PCB含有電気工作物の 管理状況	様式13の6【届出記載例5】 「高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書」 (規則第4条の2第2項)	毎年度、年度末(3月31日)の時点で、廃止した場合の届出を行っていない、高濃度PCB含有電気工作物を設置又は有している場合	毎年度、翌年度の6月末まで	記載例5のとおり	廃止予定年月を告示の期限を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する契約書の写し
上記で届け出た廃止予定年月日を延期 した場合	様式13の6【届出記載例6】 「高濃度PCB含有電気工作物管理状況変更届出書」 (規則第4条の2第2項)	上記の届出(毎年6月末期限の高濃度PCB含有電気工作物の管理状況)の「(別紙)高濃度PCB含有電気工作物管理状況」に記載した、廃止予定年月を延期した場合	延期した後、遅滞なく	記載例6のとおり	変更後の廃止予定年月を告示の期限を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する契約書の写し
PCB告示※2の期限の年度を迎えてから高濃度が判明 した場合の届出	様式13の2【届出記載例7】 「PCB含有電気工作物の設置等届出書」 (規則第4条の2第1項)	告示の期限(区域ごとに、平成30年3月31日、平成33年3月31日、平成34年3月31日のいずれかの日)の属する年度の4月1日(区域ごとに、平成29年4月1日、平成32年4月1日、平成33年4月1日のいずれかの日)以後に、PCB含有電気工作物であることが判明した場合の届出を行う場合(直ちに、当該PCB含有電気工作物を廃止し、廃止した場合の届出を行う場合を除く。)	判明した後、遅滞なく	記載例7のとおり	変更後の廃止予定年月を告示の期限を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する契約書の写し
上記で届け出た廃止予定年月日を延期 した場合	様式13の3【届出記載例8】 「PCB含有電気工作物変更届出書」 (規則第4条の2第1項)	上記の届出(告示の期限の年度を迎えてから高濃度が判明した場合の届出)の「(別紙)高濃度PCB含有電気工作物管理状況」に記載した、廃止予定年月を延期した場合	延期した後、遅滞なく	記載例8のとおり	変更後の廃止予定年月を告示の期限を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する契約書の写し

4 ③ 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物

- PCB内規※³の別表に掲げられた変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル及びブッシングと一体となって構成されるものに係る製造者名（なお、表示記号等は、P C B内規の別表を参照）

	電気工作物の種類					
	変圧器	電力用コンデンサー	計器用変成器	リアクトル	放電コイル	ブッシングと一体となって構成されるもの
製造者名	(1) 株式会社愛知電機工作所	(3) 株式会社日立製作所	(2) 富士電機製造株式会社	(2) 富士電機製造株式会社	(7) 日新電機株式会社	(21) 東京芝浦電気株式会社
	(2) 富士電機製造株式会社	(22) 日立コンデンサ株式会社	(3) 株式会社日立製作所	(3) 株式会社日立製作所	(21) 東京芝浦電気株式会社	
	(3) 株式会社日立製作所	(12) マルコン電子株式会社	(5) 株式会社明電舎	(5) 株式会社明電舎		
	(4) 北陸電機製造株式会社	(13) 二井蓄電器株式会社	(6) 三菱電機株式会社	(6) 三菱電機株式会社		
	(5) 株式会社明電舎	(14) 東京電器株式会社	(7) 日新電機株式会社	(16) 日本コンデンサ工業株式会社		
	(6) 三菱電機株式会社	(15) 松下電器産業株式会社	(9) 株式会社高岳製作所	(7) 日新電機株式会社		
	(7) 日新電機株式会社	(6) 三菱電機株式会社	(10) 東光電気株式会社	(21) 東京芝浦電気株式会社		
	(8) 大阪変圧器株式会社	(16) 日本コンデンサ工業株式会社	(21) 東京芝浦電気株式会社	(20) 古河電気工業株式会社		
	(9) 株式会社高岳製作所	(17) 株式会社関西二井製作所		(23) 株式会社西島電機製作所		
	(10) 東光電気株式会社	(7) 日新電機株式会社				
	(21) 東京芝浦電気株式会社	(18) 株式会社指月電機製作所				
	(11) 中国電機製造株式会社	(19) 株式会社帝国コンデンサ製作所				
	(23) 株式会社西島電機製作所	(21) 東京芝浦電気株式会社				
		(11) 中国電機製造株式会社				
		(20) 古河電気工業株式会社				

※3 PCB内規：ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）

4 ④ 鉱山の設置場所ごとの届出書類の提出先

● 鉱山を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ提出

鉱山のPCB含有電気工作物の設置場所	宛名	窓口	所在地	電話番号
北海道	北海道産業保安監督部長	北海道産業保安監督部 鉱山保安課	〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西二丁目 札幌 第1合同庁舎	011-709-2311 内線2821～2822
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部長	関東東北産業保安監督部 東北支部 鉱山保安課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2番23号 仙台第2合同庁舎	022-221-4962
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、静岡県、長野県、東京都、山梨県、千葉県、神奈川県	関東東北産業保安監督部長	関東東北産業保安監督部 鉱山保安課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階	048-600-0436
岐阜県、愛知県、三重県、石川県、富山県	中部近畿産業保安監督部長	中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 中部経済産業局総合庁舎3階	052-951-2561
福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県	中部近畿産業保安監督部長	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 鉱山保安課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館3階	06-6966-6062
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国四国産業保安監督部長	中国四国産業保安監督部 鉱害防止課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館4階	082-224-5755
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国産業保安監督部長	中国四国産業保安監督部 四国支部 鉱山保安課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5階	087-811-8591
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部長	九州産業保安監督部 鉱山保安課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎本館8階	092-482-5928
沖縄県	那覇産業保安監督事務所長	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館4階	098-866-6474

5 ① 高濃度・低濃度PCB含有電気工作物の確認方法

- 高濃度PCBかどうかは、電気工作物本体の銘板等で製造者名・表示記号等を見る。
- 低濃度PCBかどうかは、原則、絶縁油を採取し分析を行う。

➤ 高濃度PCB含有電気工作物の確認方法

電気工作物本体の銘板の記載内容を目視し、
**PCB内規※³の別表に掲げられた電気工作物の「種類」、「製造者名」、「表示記号等」に照らして一致していれば、
高濃度PCB含有電気工作物に該当する。**

(注1：銘板の写真や写しを保管している場合、製造者名・表示記号等が記載された設備機器台帳を保存している場合、これまでの点検等で高濃度PCB含有電気工作物がないことを適切に確認し記録している場合などにあつては、これまでの記録等を確認することで、設置現場での目視での確認に代えることができる。

(注2：海外製のものについては、JESCO (TEL 03-5765-1935) に問い合わせて確認を行うこと。)

➤ 低濃度PCB含有電気工作物の確認方法

変圧器のように絶縁油を採取できる構造の電気工作物については、高濃度PCB含有電気工作物に該当するものを除き、
採取した絶縁油を分析機関へ分析依頼し、**PCB濃度が0.5mg/kg超**であれば、
低濃度PCB含有電気工作物に該当する。

(注1：0.5mg/kg=0.5ppm=重量比0.00005%)

(注2：一部の電力用コンデンサーのように絶縁油を採取できない構造の電気工作物については、採油のための開封により、継続使用が不可能となるものがある。)

➤ 安全上の注意事項 (注) 本資料中の「5 ④ 現場確認時の安全上の注意など」を参照

- ① 確認作業を行う前に、作業監督者※⁸に相談を行い、
停電を伴う年次点検等の際に確認作業が行えるようあらかじめ手順を決めておくこと。
- ② 確認作業は、電気室やキュービクル等の中に高電圧で充電された危険な部分があり、
感電死傷事故を起こす危険性があるため、必ず作業監督者※⁸又は必要な教育を修了している電気取扱者等に行わせること。

※3 PCB内規：ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）

※8 電気設備の技術基準の解釈について（商務流通保安グループ電力安全課）

5 ② 高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認方法と記録

- 確認方法は、5 ①に示されている方法で行う。
- 原則、**現場確認**が必要となるが、これまでに行った**記録等確認**でも可。
- **いずれの確認方法の場合であっても、確認後に、確認した旨を記録することが必要。**

➤ 現場確認とは

- ・高圧受電設備等において、電気工作物の銘板等を目視で確認すること。
ただし、外観を確認し、絶縁油の不使用が明らかなものは、銘板等の確認を要しない。

➤ 現場確認を省略できる場合の具体例

- ・以下のいずれかの場合には、現場確認（設置現場での目視による確認）を省略することができる。ただし、前年度の確認の後にPCB告示で定めた電気工作物が新たに設置された場合にあっては、他で使用されていた高濃度PCB含有電気工作物が流用されていないかの現場確認が必要となることに注意されたい。
 - ① 銘板の写真や写しで確認しこれを保管している場合
 - ② 製造者名・表示記号等が記載された工事関係書類又は設備管理関係書類で確認しこれを保管している場合

➤ 選任の電気主任技術者の場合の確認

- ・電気主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者（一般的には、電気主任技術者の部下など）に確認を行わせ、その確認結果を確認することでもよい。

➤ 外部委託の電気主任技術者の場合の確認

- ・月次点検で記録等確認、又は年次点検で現場確認若しくは記録等確認で行う。
- ・ただし、委託契約書において年次点検で行うことを締結している場合にあっては、年次点検で現場確認又は記録等確認で行う。この場合の年次点検は、事業場全体に対する本来の年次点検（試験・測定等を伴うもの）とは別の時期に行うことでもよい。

➤ 高濃度と判明した場合には、JESCOへの手続きに必要な写真の撮影、重量・寸法などの把握

- ・高濃度PCB含有電気工作物と判明した場合には、JESCOへの機器登録が必要である。JESCOでは、電気工作物の写真と、電気関係報告規則の届出にも必要な電気工作物の種類、製造者名、表示記号等がわかれば、その他詳細が不明でも受付を行っている。
- ・その後、JESCOとの処分委託契約書の締結（特例期間を適用の場合には確認書の締結）の際は、電気工作物の油量（L）、重量（kg）、寸法（cm。幅・奥行き・缶体の高さ・プッシング高さ）の値が必要となる。
- ・電気関係の保存書類にこれら情報がない場合には、停電による現場確認の際に、電気工作物全体や銘板の写真撮影、寸法の測定を併せて行っておくことが望ましい。
（その機会を逸した場合にあっては、廃止する際の停電作業で行うことになる。）

5 ③ 現場確認における感電事故事例

- 自治体による掘り起こし調査のための現場確認で、設置者の従業員の感電事故が発生した事例があり、鉱山においても現場確認の際には参考にしてください。
- 電気工作物の現場確認を要する場合、必ず作業監督者に連絡し、相談する。

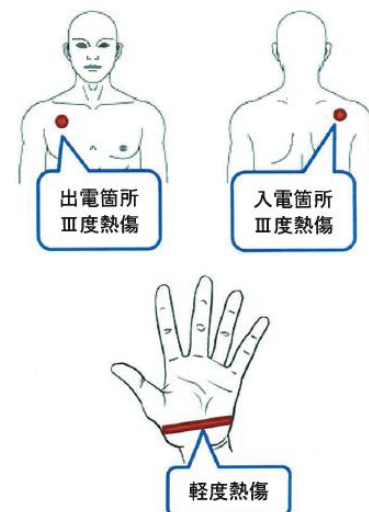
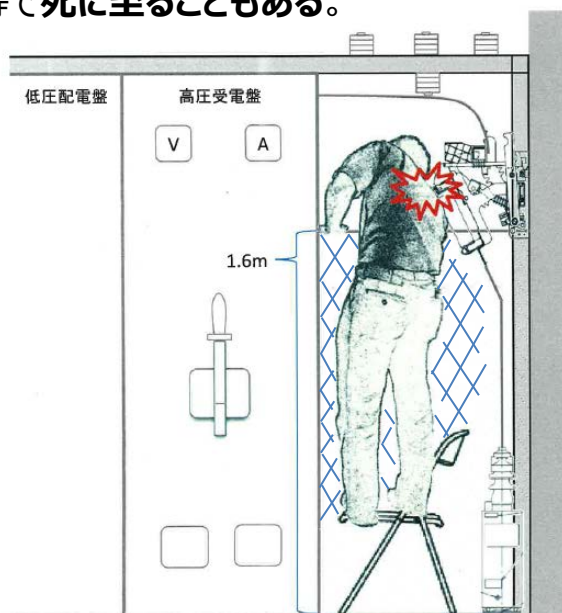
- ✓ 外部委託先と約束した日程より前に、高圧受電設備（電気室）で、一人で**自撮り棒を使ってスマートフォンで写真撮影**を行おうとし、パイプいすの上で立ち上がり、1.6m高のフェンス越しに高圧盤の内側に身を乗りだし、**高圧受電設備内の高圧交流負荷開閉器のヒューズ部に右肩が接触**。
- ✓ **電撃傷（右肩、右胸にⅢ度の熱傷）**を負い、**約2週間の入院加療**で、命に別状なし。
- ✓ ただし、**感電では、心肺停止、墜落、深部の火傷、腎不全等で死に至ることもある。**

➤ 感電事故の原因

- ・被害者は、外部委託先と日程を決めていたにもかかわらず、PCB関係業務の社内稟議資料に載せる写真が必要と判断し、一人で事前に作業を行った。
- ・高圧交流負荷開閉器（LBS）のヒューズ部が危険であると感じず、接近し、接触した。

➤ 本件設置者による再発防止対策

- ・高圧受電設備への立入禁止や高圧充電部の危険性について、設置者の従業員向け安全講習を開催し、周知徹底。
- ・フェンス上部の開口部に、「高電圧危険」を表示。
- ・当該設置者が有する他の事業所においても、再発防止対策を水平展開。



5 ④ 現場確認時の安全上の注意など

- **鉋業権者は**、作業監督者に依頼して行うこと。
- **作業監督者は**、鉋業権者からの確認依頼の有無に関わらず、記録等確認又は現場確認を鉋業権者と調整の上、実施することとし、現場確認について、充電部への接近が必要となる場合には、鉋業権者に対して、現場確認に必要な停電時間を設けるよう指摘すること。
- **鉋業権者は**、作業監督者の指摘に基づく停電時間が必要となる場合には、法令の期限内に、高濃度PCB含有電気工作物の廃止、廃棄、処分委託が完了するよう、操業計画や営業計画に停電時間を組み入れて、現場確認を進めること。
- **作業監督者は**、現場確認の作業時は、防護具を着用し、検電を行ってから現場確認を行うよう徹底すること。

6 早期に鉱山の需要設備について鉱業権者が行うべきこと

- 高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認作業を行わせること。
- 保有する場合、廃止予定時期を決め、電路から取り外すための電気工事を行うこと。
- 産業保安監督部、JESCO、都道府県市等へ、必要な手続きを遅滞なく行うこと。

➤ 高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認作業

- ・高濃度PCB含有電気工作物の有無について、早期に作業監督者に確認させる。遅くとも、平成29年11月末までに完了させる。
(※翌年度以降も、前回の記録を確認するとともに、中古の高濃度PCB含有電気工作物の新設がないかを確認。)
- ・作業監督者から年次点検に停電時間が必要と指摘された場合にあっては、上記の時期に間に合うよう、停電の時間帯を決めて、実施する。

➤ 廃止予定時期の決定、電路からの取り外しの実施

➤ それぞれの段階に応じて、必要な手続きの実施

- ・新たに高濃度PCB含有電気工作物を設置していることが判明した場合、産業保安監督部等に設置等届出書を遅滞なく提出する。
- ・高濃度PCB含有電気工作物について、早期に、JESCOに機器等登録を提出する。
- ・廃止するまでは、毎年6月末までに、産業保安監督部等に管理状況届出書を提出する。
- ・廃止後は、産業保安監督部等に廃止届出書を提出する。
- ・JESCOとの処理委託契約書を締結するほか、必要な時期に都道府県市へのPCB特措法※¹の手続きを行う。

【届出書の記載例 1】

● PCB含有電気工作物であることが判明した場合の届出

種類の欄には、下記の13種類の電気工作物のうち該当するものの番号を記入する。**他の届出書も同様である。**
(例えば、変圧器の場合には「1」を、電力用コンデンサーの場合には「2」を記入する。)

- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル
- (13) 柱上変圧器

高濃度の欄には、高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの場合、「○」を記入する。

低濃度PCB含有電気工作物に該当するもの場合、空欄のままとする。

表示記号等の欄には、PCB内規の別表を参照し、高濃度PCB含有電気工作物に該当するもの場合には、銘板に記載されている表示記号「不燃性油変圧器」又は型式「TPB」などのように記入する。

低濃度PCB含有電気工作物に該当するもの場合も、同様に記入する。

定格容量の欄には、変圧器及び電力用コンデンサー以外の場合、代表的な仕様の値を適宜記入する。

様式第13の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

平成28年12月 1日

関東東北産業保安監督部長 殿

住所 〒XXX-XXXX

宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X

氏名 歩利園香産業株式会社

代表取締役 美苗 二偉流

事業場は、鉱山と読み替える。

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	歩利園香産業株式会社 仙台営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
連絡先	歩利園香産業株式会社 仙台営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数
1	○	100kVA	5	NIKAX	設置	1970.6	1971.1	1
1		150kVA	6	RA-T	設置	1980.1	1980.6	2
2	○	30kVA	18	THK	設置	1963.3	1963.不明	2

(その他参考となるべき事項)

(上記1行目の電気工作物)製造番号:XX203803

(上記2行目の電気工作物)製造番号:XXXX029202、PCB濃度:10.3mg/kg

製造番号:XXXX734312、PCB濃度:4.8mg/kg

(上記3行目の電気工作物)製造番号:XXX277823

製造番号:XXX573336

住所には、設置者の本社、本店、本部等の所在地を記入する。
なお、鉱山の場合は、住所は鉱山の所在地を、氏名は鉱業権者を記入する。

製造者名の欄には、下記の24種類の製造者名のうち該当するものの番号を記入する。**他の届出書も同様である。**
(例えば、(株)明電舎の場合には、「5」を記入する。)

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

使用状態の欄は、使用中のものにあつては、「設置」と記入する。
(使用状態が「予備」を適用できるものは、ほとんどない。)

既に電路から外して保管中であつたものについて、PCB含有が判明した場合には、電気関係報告規則の**設置等届出が不要**であり、都道府県市へPCB廃棄物としてのPCB特措法の届出を要する。

個数の欄には、種類から設置年月までのすべて同一のものが複数台ある場合、その個数を記入する。
すべて同一のものがいない場合、「1」を記入する。

その他参考となるべき事項の欄には、個体を識別するための製造番号や、わかっている場合のPCB濃度などを、任意に記入する。

なお、PCB含有電気工作物を譲り受けた場合は、譲り受けた旨、譲り渡した者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り渡す前の事業場の名称を記入する。

【届出書の記載例 2】

● 法人名、住所、事業場名等届出事項の**変更**があった場合の届出

事業場は、鉾山と読み替える。

様式第13の3
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書
平成29年 1月25日
関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒XXX-XXXX
宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美笛 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX

(変更に係る事項)

変更年月日	平成29年 1月 1日
変更前	(法人の名称) 歩利園番産業株式会社
変更後	(法人の名称) 株式会社ポリエンカ産業

(その他参考となるべき事項)

事業場の名称の欄には、法人の名称を変更した場合の届出では、変更後の社名を記入する。

同様に、事業場の名称を変更した場合の届出では、変更後の事業場の名称を記入する。

【届出書の記載例 3】

● PCB含有電気工作物を廃止した場合の届出

既に電路から外して保管中であったものについて、PCB含有が判明した場合には、電気関係報告規則の**廃止届出が不要**であり、都道府県市へPCB廃棄物としてのPCB特措法の届出を要する。

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例 1 と同様に記入する。

様式第 13 の 4
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書
平成29年 4月26日
関東東北産業保安監督部長 殿
住 所 〒XXX-XXXX
宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美笛 二偉流
（印）
電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 3 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。
(事業場に関する事項)
事業場の名称 株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター
事業場の所在地 〒XXX-XXXX 宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
連絡先 株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター
総務部 管財グループ
TEL XXX-XXXX-XXXX
(電気工作物に係る事項)
種類 高濃度 定格容量 製造者名 表示記号等 製造年月 設置年月 廃止年月日 個数
2 〇 30kVA 18 THK 1963.3 1963.不明 2019. 4.16 1
廃止理由 ①：老朽代替・廃止 2：損壊・焼損 3：PCB洗浄 4：その他 ()
廃止内容 上記/行目の電気工作物を老朽のため電路から取り外し、新製品に取り替えた。
(その他参考となるべき事項)
(上記/行目の電気工作物)製造番号:XXXX029202

事業場は、鉾山と読み替える。

廃止内容の欄には、
「2：損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を記入する。
「3：PCB洗浄」の場合には、当該電気工作物の継続使用の有無及び課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載する。
「4：その他」の場合には、その概要を記載する。
「2：PCB洗浄」の場合には、課電洗浄手順書に基づく、課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付する。

その他参考となるべき事項の欄には、個体を識別するための製造番号や、わかっている場合のPCB濃度などを、任意に記入する。
なお、PCB含有電気工作物を譲り渡した場合には、譲り渡した旨、譲り受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記入する。

【届出書の記載例 4】

● 絶縁油の漏洩事故を起こした場合の届出

様式第 13 の 5
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書
平成28年12月 1日
関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒XXX-XXXX
宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 4 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 宮城県仙台市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX

(事故のあった電気工作物に係る事項)

種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	個数
1	200kVA	8	XXX	設置	1980. 2	1980.10	1
発生日時	2017.5.3(水) 13:38	復旧日時	2017.5.6(土) 9:15				
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度	1.9mg/kg						
事故の状況	(いつ(事故発生の日時)、どこで(事故発生の場所)、何が(事故発生の電気工作物)、なぜ(事故発生の原因)、どうなった(事故の概要)という事故の状況を説明するための最小限の要件を記入する。)						
講じた措置	(漏洩した PCB 含有絶縁油をどうしたかの応急処置、事故のあった電気工作物をどうしたかの復旧対策を記入する。)						

(その他参考となるべき事項)

事業場は、鉱山と読み替える。

事故のあった電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例 1 と同様に記入する。

漏洩した絶縁油について、高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物のいずれかに該当するかを特定の上、ポリ塩化ビフェニルの含有濃度の欄には、高濃度PCB含有電気工作物の場合は「高濃度」と記載し、低濃度PCB含有電気工作物の場合はPCB含有濃度 (mg/kg) を記入する。

事故の状況の欄及び講じた措置の欄に記入しきれない場合には、任意に用紙を増やして、記入する。また、状況のわかる構内図、配置図、写真等を添付することが望ましい。

【届出書の記載例 5】

● 毎年6月末期限の高濃度PCB含有電気工作物の管理状況の届出

様式第13の6
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書
平成29年 6月19日
関東東北産業保安監督部長 殿

事業場は、鉾山と読み替える。

住所 〒XXX-XXXX
宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 宮城県仙台市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX
電気主任技術者等の氏名	株式会社〇〇自家用設備点検サービス (選任 又は 外部委託 (電気保安法人) 又は 電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	株式会社〇〇自家用設備点検サービス 仙台管理事務所 連絡担当 TEL XXX-XXXX-XXXX

(その他参考となるべき事項)

電気主任技術者等は、作業監督者と読み替える。

(別紙)
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名 株式会社ポリエンカ産業
事業場の名称 仙台営業センター

(電気工作物に係る事項)

通し番号	種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	廃止予定年月	備考
1	1	100kVA	5	NIKAX	設置	1970、6	1971、1	2077、12	
2	2	30kVA	18	THK	設置	1963、3	1963、不明	2077、4.16	廃止届出済
3	2	30kVA	18	THK	設置	1963、3	1963、不明	2077、8	

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

前年度末に設置していたものの、4月1日～6月30日の間の管理状況届出の日以前に、廃止届出を行った電気工作物については、**廃止予定年月**の欄は、廃止年月日を記入し、**備考**の欄は、「廃止届出済」と記入する。

【届出書の記載例 6】

● 管理状況届出書で届け出た廃止予定年月を延期した場合の届出

様式第13の6
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書
平成30年 1月19日
関東東北産業保安監督部長 殿

事業場は、鉱山と読み替える。

住所 〒XXX-XXXX
宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二郎流

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の変更を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 仙台営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX
電気主任技術者等の氏名	株式会社〇〇自家用設備点検サービス (選任 又は 外部委託 (電気保安法人 又は 電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	株式会社〇〇自家用設備点検サービス 仙台管理事務所 連絡担当 TEL XXX-XXXX-XXXX

(その他参考となるべき事項)

(別紙の通し番号1の電気工作物)別添写しのとおり、JESCOと契約書を締結している。

電気主任技術者等は、作業監督者と読み替える。

(別紙)
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名 株式会社ポリエンカ産業
事業場の名称 仙台営業センター

(電気工作物に係る事項)

通し番号	種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	廃止予定年月	備考
1	1	100kVA	5	NIKAX	設置	1970.6	1971.1	2018.8	特例の延期
2	2	30kVA	18	THK	設置	1963.3	1963.不明	2017.4.16	廃止届出済
3	2	30kVA	18	THK	設置	1963.3	1963.不明	2017.8	

一年延長の期限（特例処分）を適用する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する処分委託契約書の写しを添付する。

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

廃止予定年月の欄は、延期したもののについて、下線を引く。

一年延長の期限を適用する場合には、備考の欄に、「特例の延期」と記入する。

【届出書の記載例 7】

● 告示の期限の年度を迎えてから高濃度が判明した場合の届出

様式第13の2
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書
平成29年 7月20日
関東東北産業保安監督部長 殿

事業場は、鉱山と読み替える。

住所 〒XXX-XXXX
宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 仙台特機製造工場
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 宮城県仙台市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 仙台特機工場 生産事業部 設備管理第一課 環境保全係 TEL XXX-XXXX-XXXX

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数
1	○	1,000kVA	10	不燃性油入	設置	1971. 3	1971. 5	1

(その他参考となるべき事項)

(上記1行目の電気工作物)製造番号:XXX3/8792

(別紙)
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名 株式会社ポリエンカ産業
事業場の名称 仙台特機製造工場

(電気工作物に係る事項)

通し番号	種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	廃止予定年月	備考
1	1	1,000kVA	10	不燃性油入	設置	1971. 3	1971. 5	2017. 8	

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

【届出書の記載例 8】

● 設置等届出書で届け出た廃止予定年月を延期した場合の届出

様式第13の3

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

平成29年 7月25日

関東東北産業保安監督長 殿

事業場は、鉱山と読み替える。

住所 〒XXX-XXXX
宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X

氏名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 仙台特機製造工場
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 宮城県仙台市〇〇区〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 仙台特機工場 生産事業部 設備管理第一課 環境保全係 TEL. XXX-XXXX-XXXX

(変更に係る事項)

変更年月日	平成29年 7月 7日
変更前	(変圧器の廃止予定年月) 2077年(平成29年)8月
変更後	(変圧器の廃止予定年月) 2078年(平成30年)8月

(その他参考となるべき事項)

(別紙の通し番号7の電気工作物)別添写しのとおり、JESCOと契約書を締結している。

(別紙)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名 株式会社ポリエンカ産業
事業場の名称 仙台特機製造工場

(電気工作物に係る事項)

通し 番号	種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号 等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	廃止 予定 年月	備考
1	1	1,000kVA	70	不燃性 油入	設置	1977、 3	1977、 5	2018、 8	特例の 延期

一年延長の期限（特例処分）を適用する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する処分委託契約書の写しを添付する。

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

廃止予定年月の欄は、延期したもののについて、下線を引く。

一年延長の期限を適用する場合には、備考の欄に、「特例の延期」と記入する。